

日時 平成28年1月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員47名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 桝永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	44番 中川 宣長	45番 山下 知文
46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸
49番 一木 文雄	50番 橋本 義則	

欠席委員2名

34番 谷口 憲治 43番 田上 辰也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年もどうかよろしく願いいたします。また、本日皆様ご多用の中、農業委員会総会に多くの方の出席をいただきまことにありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が、主なものとなっております。

総会の審議がスムーズにいきますよう、よろしく皆様をお願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。

本日の議事録署名者には19番の村上智弘委員と20番の園田操委員を、書記に事務局の立石誠信参事を指名いたします。よろしくお願い致します。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで8件でございます。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願い致します。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、画図東1丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後はセリを栽培されるとのことです。

続きまして、2番の譲受人は、画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

続きまして、3番の申請人は特定非営利活動法人こころみ会で、障害者の社会参加と生活力向上支援として農業を行うために、農地を賃貸借する申請です。営利を目的としない法人が、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるため、農地の権利移動の不許可の例外に該当するものと判断いたしました。申請地には許可後は小ネギを作付されます。

以上、1番から3番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、3件とも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく

お願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番の譲受人は小山5丁目にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後、大豆を栽培されるということです。

先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

5番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、孫へ贈与される所有権移転の申請です。申請人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

6番は、独立就農による賃借権設定の申請です。今回、申請人は河内地区の13番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当委員会では営農計画の聞き取り調査を行い、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の

審議は河内地区の案件とあわせての審議をお願いします。申請地にはミカンを作付される計画です。

7番、8番は関連で、経営拡張による賃借権設定の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、タマネギを作付される計画です。

9番は、いどこへ贈与される所有権移転の申請です。申請人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、キャベツを作付される計画です。

以上、6番を除いた5件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番から、6番を除いて10番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

11番から13番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番、12番は関連で、妻へ贈与される申請です。申請者の家族はミカン、米をつくられる農家で、申請地には米をつくられる予定です。

13番は、西部地区にて審議された6番と関連案件で、独立就農のための申請で使用賃借権の設定をされるものです。さきの地区委員会に出席を願ひ、聞き取り調査を行いました。営農計画について何ら問題はありませんでした。西部地区の審議内容とあわせ協議し、問題ないことを確認いたしました。申請地には梅、露地野菜をつくられる予定です。

以上3件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。西部地区委員会で審議された6番とあわせてご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、11番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

15番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくれます。

16番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくれます。

議 長 　　次に、17番ですが、申請人が議席番号12番の木下委員ご本人になっておりますので、よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。木下委員には、17番の審議終了まで議場から退室していただきます。木下委員、よろしく願いたします。

(木下委員 退室)

3 2 番 林田智博委員

1 7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくれます。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 7 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、木下委員に入室をお願いいたします。

(木下委員 入室)

議 長 　　続きまして、1 8 番をお願いいたします。

3 2 番 林田智博委員

1 8 番は、いどこへ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくれます。

以上 4 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　1 5 番、1 6 番と 1 8 番について、ただいま地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 9 番。

2 5 番 清崎勝矢委員

2 5 番委員、清崎です。

1 9 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 9 番は、耕作の便宜上取得するための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米と大豆をつくられ

る予定です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、19番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

20番から24番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

20番は、経営移譲年金のための後継者への使用貸借権設定の申請です。借人は兼業農家で米を作付けており、許可後は米をつくられる予定です。

21番は、経営移譲年金受給のための後継者への使用貸借権設定の申請です。借人は兼業農家でたばこを作付けており、許可後はたばこをつくられる予定です。

22番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人はオリーブを作付される予定で、地区委員会において営農計画等について聞き取り調査を行い、問題ないことを確認しました。

23番と24番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。兼業農家で米と露地野菜を作付けており、許可後は米をつくられるとの内容ですが、農業の従事状況について、さらに申請人に話を聞くことが必要であることの協議に達しました。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、20番から22番までは、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。また、23番と24番は、継続審議が妥当であることを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、20番から24番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、20番から22番までは申請どおり許可することに、23番と24番は継続審議とすることを決定いたします。続きまして、25番から27番まで取下げなので、28番。

40番 村上正春委員

40番委員。

28番から34番について、地区委員会での検討状況を報告します。

28番、29番は関連です。借人が経営拡張のために使用貸借権を設定される申請です。借人は稲作の兼業農家で、許可後は水稲とソバを作付される計画です。

30番、31番は関連です。借人が独立就農のために使用貸借権の設定をされる申請です。借人は実家の農業の手伝いをされていましたが、今回独立して営農を開始されるために申請されたものです。先日の地区委員会にて聞き取り調査を行いました。営農計画等については何ら問題のないことを確認しました。許可後は水稲と施設野菜を作付される計画です。

32番は、借人が経営拡張のために使用貸借権の設定をされる申請です。借人は施設園芸の専業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

33番は、借人が経営拡張のために使用貸借権の設定をされる申請です。借人は稲作の専業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

34番は、譲受人が経営拡張のために所有権を移転される申請です。譲受人は稲作の兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、28番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いては、35番。

8番 梅田義弘委員

8番委員。

35番から37番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

36番は、新規就農のための所有権移転の申請です。許可後は果樹を作付けの予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしました。

37番は、耕作の便宜上の取得による所有権移転申請です。許可後は水稻、野菜、スイカを作付けの予定です。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、35番から37番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の願出人の方へは、先日、地区委員会に出席を願い、現在の耕作状況、取得後の作付予定作物などについて聞き取り調査を行いました。願出人は水稻を栽培されている兼業農家で、取得後は畑作物を作付される予定です。

以上1件、さきの地区委員会での聞き取り調査により協議、検討の結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、競売適格証明の交付については問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法4条の規定に基づく許可申請、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番は取り下げだったので2番をお願いいたします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、駐車場及び物置建築のための転用申請です。申請地は、申請人の祖父の代に自宅前を、駐車場及び物置として利用しておりましたが、転用許可の手続をしておらず、是正のため申請されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される駐車場及び物置に該当するものと判断されます。土地利用計画は、転用面積223㎡に車両2台分の駐車場及び物置として利用されており、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用のため、深く反省している旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、3番。

37番 角居登委員

37番委員。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、進入用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。申請地は既存住宅への通路として利用するために申請されたものです。申請人宅は当初、隣人の敷地を通過して出入りしておりましたが、申請人の父が、昭和43年に水田を無許可で埋め戻し、現在の通路を設置いたしました。このことにつきましては、深く反省しておられ始末書の提出がっております。申請の転用計画は、田の2筆159㎡で、排水計画、被害防除等においても問題はありません。

先日の地区委員会で現地調査、確認を、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、4番。

26番 上田定信委員

26番、上田です。

4番、5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、太陽光発電施設建設のための農地転用申請です。農地区分は、山林と住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定につきましては、日当たりや広さなど太陽光発電設備を設置するために適当な代替地を検討いたしました。取得できる土地がなかったためと、高齢化のため耕作がだんだん困難になりつつあるため、有効活用の観点から本件農地を選定したとのこと。転用面積としては適正な面積と判断されず。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期

間は平成28年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

5番も、太陽光発電施設建設のための農地転用申請です。農地区分は、山林と住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定につきまして、日当たりや広さなど太陽光発電設備を設置するために適当な代替地を検討いたしましたが、取得できる土地がなかったためと、有効活用の観点から本件農地を選定したとのことです。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成28年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、45件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会の協議状況をご報告いたします。

譲受人は株式会社タウン開発で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内で上下水道管が埋設される道路の沿道であり、500m以内に医療施設、教育施設があることから第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅9棟を建築される計画で、転用面積としては適正なもの判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については何ら問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年8月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用され

ることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会の協議状況を報告いたします。

申請人は、株式会社キャナリイ・ロウで、農地を賃貸借し店舗及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、店舗及び駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成28年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

3番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、駐車場への転用で賃借権設定の申請です。申請人は法人で青果配送業を営まれており、事業拡大に伴いパート員数も増え、現在、駐車場が不足しているため計画されました。農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外既定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積501㎡に車両9台分の駐車場として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年2月15日から平成28年3月31日までを予定されております。

4番から6番までは関連で、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在団地に住んでいますが、子供たちも大きくなり部屋が手狭になったため、住宅の建築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積217㎡に個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年2月1日から平成28年10月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

7番は、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は住宅化が進み、住宅需要も多くライフラインも整っているため、住宅建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、市街地域などに隣接し10ha未満の農地と、また、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから、第2種農地と第3種農地が混在している農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積685㎡に、建て売り住宅3棟の建築と新設道路の設定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年7月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

8番は、駐車場建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、隣接地に建売住宅3棟を新築、販売する上で、年に数回建売住宅

3棟のメンテナンスを行う必要があるため、また、通常時には来客の違法駐車をなくすために、駐車場を計画されました。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積62㎡に車両3台分の駐車場として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、給水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年7月31日までを予定されております。

9番は、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近はベッドタウンとして発展しており建物需要が高いため、住宅建築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される建て売り住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積631㎡に建て売り住宅2棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年12月31日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

10番は、資材置場及び駐車場への転用で賃借権設定の申請です。申請人は法人で、現在借りられている資材置場を返さなければならなくなり、至急に資材置き場及び駐車場が必要となり申請されました。農地区分は、10haの広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積989㎡に、廃土置場及び運搬用ダンプ10t車4台分の駐車場として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年3月31日までを予定されております。

11番は、個人住宅建築のための使用賃借権設定の申請です。申請人は、帰郷するにあたり住宅を新たに建築する必要が生じ計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積356㎡に個人住宅1棟の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成2

8年3月1日から平成28年9月30日までを予定されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上9件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、3番から11番についてご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

48番 山田博幸委員
　　(質問) いいですか。

議長 　　どうぞ。

48番 山田博幸委員
　　初めてなので、ちょっとお伺いしたいと思います。
　　(例外規定は) 甲種農地が2分の1とおっしゃられましたが、甲種農地は5分の1と聞いておりましたが、いかがでしょうか。1種農地は2分の1、甲種農地は5分の1、既存施設の面積の。だからこの場合、5分の1を超えていないかどうかお聞きしたいと思います。

議長 　　(例外規定は) 2分の1だろう。違う？

事務局 　　既存施設の拡張につきましては、既存施設の面積の半分を超えないということで2分の1です。おっしゃっているのは、同一事業で全体面積の3分の1を超えないというのが1種農地でございます。甲種農地については、同一事業を行う場合に甲種農地の割合が5分の1を超えないという例外規定、全然別の例外規定になります。今回は既存施設の拡張なので、2分の1を超えなければ甲種農地も1種農地も同じ取り扱いです。

48番 山田博幸委員
　　5分の1と書いてあったのは。

事務局 　　それはまた別の例外規定になります。

議長 　　いいですか。

48番 山田博幸委員

はい。わかりました。

議長 ほか何か異存はございませんか。

一同 なし。

議長 何もなければ、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、12番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

12番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、西区河内町にお住まいの申請者からの宅地拡張の申請です。申請者は長男夫婦と同居されており所有車両が多く、また、来客者の駐車などにも支障を来しておられます。今回、自宅横の申請地105㎡を確保され、駐車スペースとして利用される計画です。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、露天の駐車場2台分の利用です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され5月下旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、13番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

13番から35番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

13番は、病院駐車場のための転用許可申請です。譲受人は病院駐車場が手狭になっていたところ譲り受けることができたこともあり、申請に至ったものです。農地区分は、市街地化の区域に隣接し近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断します。土地利用計画は、病院職員駐車場26台分と道路で、妥当な面積と思われます。工事は平成28年2月20日から5月31日までの3カ月余りで、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されると考えます。

14番から16番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、市街地化の区域に隣接し近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,703㎡、うち転用面積2,622㎡で、建て売り住宅11棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年3月1日から平成28年10月31日までの8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

17番から19番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地化の区域に隣接し近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,584㎡、建売住宅10棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月1日から平成29年8月31日までの1年7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

20番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。周辺の住宅化が進んでおり住環境もよいため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、事業面積915㎡で建売住宅4棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、平成28年2月1日から平成29年7月31日までの1年6カ月

の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものであると考えます。

21番は、所有権移転による分家住宅建設のための転用許可申請です。現在、賃借住まいで子供も大きくなり手狭であることから、両親より申請地を贈与により住宅建設の申し出があり、建設することになったものであります。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置するもので、不許可の例外規定に該当するものと思われれます。土地の利用計画は、分家住宅1棟で妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月10日から平成28年12月20日までの10カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われれます。

22番は、妻から夫へ使用貸借による個人住宅の建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、市街地の区域に隣接し近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地の利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月15日から平成28年8月31日までの6カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われれます。

23番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、市街地化の区域に隣接し近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月15日から平成28年10月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われれます。

24番は、親子による使用貸借の個人住宅のための転用許可申請です。実家の目の前であるため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと思われれます。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、

被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年12月31日までの11カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

25番から31番までは関連で、所有権移転による工場のための転用許可申請です。譲受人は農産加工工場の増設を計画しておりましたが、現在の本社と工場に接近し製品の二次加工品の製造に便利なため、申請地を選択したものです。農地区分は、広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積3,949㎡で、工場の敷地1万6,025㎡の駐車場62台分などであり、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月10日から平成28年7月30日までの6カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えております。

32番と33番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可の申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、市街地化に近接の広がりのない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,526㎡の建売住宅9棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月1日から平成28年5月31日までの4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

34番と35番は関連で、親子による使用貸借での個人住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、市街地化の近接の広がりのない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、34番と35番おのおので個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年5月31日までの4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えております。

以上23件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、13番から35番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きますて、36番。

37番 角居登委員

37番委員。

36番から40番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

36番は、個人住宅建設予定地までの農業用倉庫及び進入用道路として利用するための、使用貸借権設定による転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。申請地は貸し人である父の所有で、借り人である子が、みずからの個人住宅を建設するに当たり市道から出入りするのに、この申請地を通らなければ出入りできないため、転用されるものです。土地利用計画は、1筆265㎡で妥当な面積と思われませんが、既に無許可で農業用倉庫等が建っており深く反省され、始末書の提出がっております。排水計画、被害防除等においても問題はありません。

37番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。申請地は、日当たり及び交通の便がよいため選定されたものです。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。なお、譲渡人は申請地のうち2筆に無許可で納屋を建設しており、このことについて深く反省しておられ、顛末書の提出がっております。土地利用計画は、宅地含めた台帳面積が932.21㎡、実測面積1,068.05㎡で、木造2階建ての個人住宅5棟を建設される予定です。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成28年3月10日から平成30年3月30日までの約2年間を予定されています。

38番と39番は関連で、ドライブイン建設のための賃借権設定による転用許可申請です。転用計画地は、主要地方道熊本嘉島線との交差点付近に位置しており交通量も多く、郊外の来客を捉えることができる場所と考え選定されました。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1,558㎡に、建築面積188.23㎡の平屋建て店舗と28台分

の来客者用駐車場で、妥当な面積と思われます。しかしながら、貸し人が、転用計画地の一部を無許可で駐車場用地に転用しており、深く反省し始末書の提出がっております。資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年10月31日までの約9カ月を予定しております。

議長 長 ただいま、36番から39番について地元委員よりご報告がございましたが、何かございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、40番は、譲受人が議席番号12番の木下委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。木下委員には、40番の審議終了まで議場から退室していただきます。よろしくお願いたします。

(木下委員 退室)

議長 長 それでは、地元委員より40番、お願いします。

37番 角居登委員

40番は、米麦乾燥調整施設及び農業用資材置き場建設のための転用申請です。譲受人は農業生産法人で、米の生産から出荷までを行っており、もみすりや乾燥においても既存施設で行っていましたが、機械の騒音やほこりの苦情が近隣からあっていたため移転先を探していたところ、数件の候補地の中から条件が整う当該地を選定されました。農地区分は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、農業用施設の建設であり、不許可の例外に該当すると判断しました。土地利用計画は、宅地含めた総事業面積1,674.15㎡、うち転用面積1,391㎡で、米麦乾燥調整施設や農業資材置き場、従業員用駐車場等を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、被害防除においても問題ありません。工事期間は、平成28年2月1日から平成28年12月31日までの約11カ月間の予定です。

以上、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の

面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく
お願いします。

議 長 　　ただいま、40番について地元委員より報告がございましたが、こ
の件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。

それでは、木下委員に入室をお願いいたします。

(木下委員 入室)

議 長 　　それでは次に、41番、お願いいたします。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

41番から42番につきまして、地区委員会での協議状況を報告い
たします。

41番と42番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための
転用許可申請です。交通の便もよく周辺の宅地化が進んでいるため、
申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある
一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可です
が、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当す
るものと思われま。土地利用計画は、2階建て建て売り住宅7棟で妥
当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除と
も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指
定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成
28年3月1日から平成29年2月28日までの12カ月の予定で、
許可後速やかに申請にかかわる目的どおり施工されるものと考えてい
ます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の
面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準
の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しま
した。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より41番と42番についてご報告がございま
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、43番。

7番 網田稔委員

7番委員。

43番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

43番は、贈与による個人住宅のための転用許可申請です。譲受人はアパート暮らしで、子供の成長に伴い手狭になり住宅を計画、実家に近く父より無償で譲り受けることができたこともあり、申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積80.32㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課の事前審査の回答書が添付されています。工事計画は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの12カ月で、許可後速やかに申請にかかわる目的どおりに施工されるものと考えます。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、43番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、44番。

26番 上田定信委員

26番、上田です。

44番、45番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

44番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、山林と住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性

の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定について、通勤・通学に適した適当な代替地について第3種農地等を検討いたしましたが、取得できる土地がなかったため、本件農地を選定したとのことです。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成28年7月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

続きまして、45番は、使用貸借による太陽光発電設備設置のための農地転用申請です。農地区分は、山林と住宅地に囲まれた10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定につきまして、日当たりや広さ等、太陽光発電設備を設置するために適当な代替地を検討しましたが、取得できる土地がなかったため、本件農地を選定したとのことです。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成28年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、44番から45番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として諮問することといたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細22ページの1番から24ページの11番までの合計11件でございます。1番から5番が公社からの買い取り、6番が公社への売り渡し、7番から11番が相対による売買です。面積は、11件合わせまして、田2万8,658㎡、畑4,112㎡の合計3万2,770㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの12番から37ページの58番までで、貸し手48名、借り手27名の件数47件です。契約期間別では、6年未満が33件、10年以上が14件で、面積は47件合わせまして、田10万9,078.30㎡、畑5万228㎡の、合計15万9,306.30㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹、飼料作物、大豆、露地野菜及び麦です。

次に、再設定分です。明細37ページの59番から42ページの77番までで、貸し手18名、借り手10名の件数19件です。契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が7件で、面積は19件合わせまして、田6万3,026㎡、畑9,257㎡の、合計7万2,283㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、麦及び飼料作物です。

次に、利用権移転です。明細42ページの78番から79番までで、譲渡人2名、譲受人2名の、件数2件です。契約期間別では、6年以上10年未満1件、10年以上1件で、面積は、2件合わせまして、田のみの3,544㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻及び飼料作物です。

続きまして、第6号議案です。43ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細44ページの1番から46ページの6番までで、契約期間は全て10年以上です。面積は6件合わせまして、田2万7,458㎡、畑5,723㎡の、合計3万3,181㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻及び果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきまして、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

19番　村上智弘委員

（質問）いいですか。

議 長 どうぞ。

19番 村上智弘委員

22ページの1番の物件、売買価格が2,040万となっていますけれども、(金額に)間違いはないですか。22ページの1番の一番右端。

事務局

こちらはもともと所有されていた方がお二方いらっしゃって、それぞれのお二方の分がありまして、それを農業公社のほうが一回買い取られまして、今回、農業公社からこちらの譲受人がご購入された金額となっております。間違いありません。

19番 村上智弘委員

高額なんですね。

議 長 いいですか。

19番 村上智弘委員

はい。

議 長 それでは、異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地6筆については、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地2筆の全農地について、願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出人は、相続税の納税猶予の継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、東区の上南部1丁目の畑7筆の全農地について願出人が、みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、2番につきましては、引き続き農業経営を行っており、証明願については何ら問題ないことの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。それでは、事務連絡がございます。

閉　会　午後4時32分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年1月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 村 上 智 弘

署名委員 園 田 操

書 記 立 石 誠 信